

高知県電子処方箋普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県電子処方箋普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、電子処方箋の活用・普及の促進及び重複投薬の抑制による医薬品の適正使用等を推進するため、電子処方箋管理サービスの導入を行う県内の医療機関及び薬局に対し、その導入に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。
- (2) システム改修等 レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等をいう。
- (3) 新機能 「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象は、申請日時点において、県内に開設している保険医療機関等であって、オンライン資格確認等システムを導入した上で、電子処方箋管理サービスを導入することを前提に、電子処方箋管理サービスの導入に必要な HPKI カード等の IC カードリーダー等の購入、電子処方箋管理サービスの導入に必要なレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費を含む。）、電子処方箋管理サービス等の導入に付随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金から、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」の第9に基づく補助金の交付の決定の通知を受けた施設の開設者とする。

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、令和7年9月30日までに導入完了した次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（第3号に掲げるものを除く。）するために行うシステム改修等に係る事業
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、前条第1号から第3号までに掲げる事業に必要な経費とする。

（交付額の算定方法）

第7条 この補助金の交付額は、次の各表により該当する補助事業の「区分」ごとに、補助事業に係る経費の実支出額（消費税及び地方消費税を含む）に「補助率」を乗じて得た額と「補助上限額」を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、実支出額は、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とする。

- (1) 大規模病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床以上の病院）の場合

区 分	補助率	補助上限額
第5条第1号の事業（初期導入）	1／6	81.1万円
第5条第2号の事業（新機能導入）	1／6	22.6万円
第5条第3号の事業（同時導入）	1／6	100.3万円

- (2) 病院（医療法第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の病院）の場合

区 分	補助率	補助上限額
第5条第1号の事業（初期導入）	1／6	54.3万円
第5条第2号の事業（新機能導入）	1／6	16.7万円
第5条第3号の事業（同時導入）	1／6	67.6万円

- (3) 診療所の場合

区 分	補助率	補助上限額
第5条第1号の事業（初期導入）	1／4	9.7万円
第5条第2号の事業（新機能導入）	1／4	6.1万円
第5条第3号の事業（同時導入）	1／4	13.5万円

(4) 薬局の場合

区 分	補助率	補助上限額
第5条第1号の事業（初期導入）	1／4	9．7万円
第5条第2号の事業（新機能導入）	1／4	6．4万円
第5条第3号の事業（同時導入）	1／4	13．8万円

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 電子処方箋に関する以下の取組を行うこと。
 - ア 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネットへ入力することによる公表
 - イ 電子処方箋に対応していることを施設内で掲示することによる周知広報
 - ウ 県が実施する電子処方箋活用状況等に関する調査への協力
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに都道府県の知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの期間において、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (8) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年

間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

- (11) 補助金の対象経費と重複して県の他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 第 1 号から前号までの条件に違反した場合には、助成金の全部又は一部を県に返納させることがあること。
- (13) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (14) 補助事業者は、県税の滞納がないこと。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第 9 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて郵送により、令和 8 年 1 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 11 条の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 社会保険診療報酬支払基金が交付する補助金交付決定通知書の写し
- (2) 電子処方箋管理サービスの導入に関する領収書の写し
- (3) 社会保険診療報酬支払基金に提出した「領収書内訳書」の写し
- (4) 電子処方箋の対応施設であることを医療情報ネットへ入力したことが分かる資料
- (5) 電子処方箋に対応していることを施設内で掲示したことが分かる資料
- (6) 県税事務所が発行する全税目の納税証明書、又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し
- (7) 通帳の写しなど振込口座が確認できるもの

3 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第 12 条の規定による報告をするものとする。

4 補助事業者は、知事から電子処方箋活用状況等の調査について依頼があったときは、別途定められる期限までに報告しなければならない。

(交付決定及び額の確定通知等)

第 10 条 知事は、前条の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、必

要に応じて行う調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書兼交付額確定通知書（別記第2号様式）により、交付決定及び額の確定を通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第11条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（消費税仕入控除額の確定に伴う報告）

第12条 補助事業者は、第9条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに消費税等仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（情報の開示）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

（失効期限等）

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1号、第7号から第9号まで及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第8条、第10条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。